

# かけこみポイント

## ご協力をお願い

### ◎かけこみポイントのご登録を

「かけこみポイント」は、子どもたちが、登下校時や遊んでいる時などに、公園、道路などで不審者による犯罪に巻き込まれそうになった時や被害を受けた時又は災害時に安心して避難できる緊急避難場所です。

近年、全国では、子どもたちが巻き込まれる事件や事故が依然として発生しています。

「かけこみポイント」は、市内全域で名称を「かけこみポイント」に統一し、活動をしていただいています。

子どもたちの安全確保にご協力いただき、「かけこみポイント」の登録をお願いいたします。

### ◎かけこみポイント の期待される効果

- ◆ 子どもたちの安全確保及び犯罪の未然防止
- ◆ 不審者への抑止力の向上
- ◆ 地域の防犯意識の高揚



かけこみポイント表示板

## ◎協力者は何をすればいいの

- ◆ かけこんできた子どもたちの一時的な保護
- ◆ 警察、消防などへの通報
- ◆ 学校、保護者などへの連絡
- ◆ その他関係機関への情報提供

## ◎協力者の登録要件はなに？

「かけこみポイント」の趣旨にご賛同いただける方で

- ◆ 市内にお住まいで、在宅していることが多い方  
又は市内に店舗や事務所を構えている方
- ◆ 子どもがかけこんできた時に、丁寧に対応していただける方
- ◆ 「かけこみポイント」の表示板を玄関や店先など  
子どもたちの目につきやすい場所に掲示できる方

上記の内容をご確認の上、別紙の「登録同意書」の提出をお願いします。

※ 同意書に記入される個人情報については、「かけこみポイント」の位置情報及び維持管理・連絡調整に必要な場合にのみ使用し、厚木市個人情報保護条例に基づいた保護及び適正管理を行い、本来の目的以外に利用又は提供はしません。



登録された個人情報をもとに、地図等を作成し、公民館や学校に掲示する場合があります。

## ◎よくある質問

**Q1 「かけこみポイント」の任期はありますか。**

**A1** 任期はありませんが、子どもたちや学校、地域などにおいて、どこが「かけこみポイント」なのか、常に把握しておく必要がありますので、辞退する場合は、速やかに**セーフコミュニティ** **くらし安全課**へ連絡をお願いします。

**Q2 「かけこみポイント」協力者がケガなどをした場合の対応はどうすればいいのですか。**

**A2** 子どもがかけこんできた際、万が一、不審者からケガを負わされたなどの被害を受けた場合に見舞金を支給させていただきます。なお、危険を冒してまで、不審者(犯人)を追跡したり、取り押さえようとしないでください。

**Q3 「かけこみポイント」協力者が留守にするときは、どうすればいいのですか。**

**A3** 留守にするたびに、表示板をはずす必要はありませんが、ご家族や従業員の方にも趣旨や具体的な対応について十分ご理解をいただき、円滑な対応を図ることができるようお願いします。

また、留守のときに事案が発生しても、協力者に責任を問うようなことはありません。

**Q4 子どもがかけこんできたら、どう対応するのですか。**

**A4** まずは、子どもを家に入れ、鍵をかけるなどして安全を確保してください。落ち着いて、かけこんできた理由、子どもの名前、学校名、学年などを確認してください。必要に応じて110番や119番への通報をお願いします。

警察官が来るまで、子どもを落ち着かせ、一時的な保護、安全確保に努めてください。必要に応じ、子どもの保護者や学校へ連絡をお願いします。

なお、かけこんできた子どものことや、その内容などをむやみに他人に話さないようにお願いします。子どもの心を傷つけたり、プライバシーの侵害になる場合があります。

**Q5** 大人が助けを求めてきたらどうしますか。

**A5** 大人であっても、困っている場合は、子どもたちと同じような対応をお願いします。

**Q6** 子どもが、趣旨と関係がない理由でかけこんできたらどうしますか。

**A6** ・犬に追いかけられた ・トイレを借りたい  
・下校時に雨が降った ・具合が悪くなった など  
いろいろな場面が想定されます。  
思いやりをもって臨機応変な対応をお願いします。

**Q7** 地域において、既に同じような目的で違う名称の運動を行っていますが、「かけこみポイント」との関係はどのようになるのですか。

**A7** 通学区域や地域によって名称や表示板が異なると子どもたちが助けを求める際に戸惑ってしまう可能性があるため、名称を「かけこみポイント」に統一し、共通した表示板を掲げてもらうことを目的としています。  
なお、地域に応じた運用ルールがある場合は、地域ルールと併せて「かけこみポイント」の運用をお願いします。

**Q8** 引っ越し等で「かけこみポイント」の登録を辞退したい場合は、どのような手続きが必要ですか。

**A8** 登録を辞退する場合は、速やかに**セーフコミュニティ**  
**くらし安全課**へ連絡をお願いします。

また、表示板を返却していただく必要もありますので表示板に住所及び氏名を記入の上、**セーフコミュニティ**  
**くらし安全課**、お近くの地区市民センター若しくは小・中学校まで返却していただきますようお願いいたします。

厚木市 セーフコミュニティくらし安全課  
電話 (046)225-2148

厚木市長 宛

## かけこみポイント登録同意書

私は、かけこみポイントの趣旨に賛同し、私の家(店舗など)をかけこみポイントとして登録します。

また、登録した氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人の場合は代表者の氏名を、市内小・中学校及び市内小・中学校PTAに情報提供することについて同意します。

1 住所(所在地)	厚木市 連絡先 — —
2 氏名 (店舗名、代表者名)	(フリガナ)
3 通学区域	小学校区域 中学校区域
4 表示板の種類	希望する表示板にチェックしてください。
	<input type="checkbox"/> スチロール板 <input type="checkbox"/> ステッカー 既に受け取っている場合はチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 既に受け取っている
5 登録申請日	年 月 日

(注) 枠内を記入し、小・中学校又はセーフコミュニティくらし安全課へ提出をお願いします。

※ 同意書に記入される個人情報については、「かけこみポイント」の位置情報及び維持管理・連絡調整に必要な場合にのみ使用し、厚木市個人情報保護条例に基づいた保護及び適正管理を行い、本来の目的以外に利用又は提供はしません。